

ドメスティック・バイオレンス (DV:配偶者暴力) という言葉を知っていますか。

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者、恋人、婚約者など親密な関係にある相手から受ける暴力です。恋人間の暴力は、デートDVと言います。

DVと聞いて、「私には関係ない」と思う人が多いかも知れません。暴力を受けても「自分が悪いのだから…」、「いつもは優しいから…」とと思っている人もいるのではないのでしょうか。

DVは、家庭や生活の場で繰り返し行なわれることが多く、また身体的な暴力だけでなく、精神的なもの、性的なものもあり、被害者も加害者も、それがDVだと気づかないことがあります。またDVは、多くの場合、個人的な問題として片付けられがちですが、重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。深刻化・潜在化しているDVの現状について、NPO法人レジリエンス副代表の西山 さつきさんにお話を伺いました。

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、夫婦間などで起る暴力のことです。内閣府の調査では3人に1人の女性が配偶者からの暴力を経験しているとの結果が出ており、思っている以上にとても身近な問題です。夫婦間だけではなく、結婚していない恋人同士など様々なパートナーシップ間で発生し、社会問題として取り上げられることも増えてきています。被害者は女性だけでなく男性の場合もありますし、同性間の恋愛の関係の中で起きる女性から女性へ、男性から男性へというDVもあります。



西山副代表

NPO法人レジリエンス

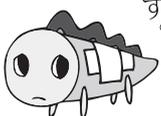
レジリエンスは、DVや虐待、モラハラ、いじめ、パワハラ、その他さまざまな原因による心の傷つきやトラウマに焦点をあて、情報を広げる活動をしているNPO法人です。

DVや虐待などが人を傷つけるということは何ぞ起こるのか、暴力はどんな影響をもたらすか、傷つきからの回復のための方法、自分も人も大切にすることがコミュニケーションなど、さまざまなテーマについて、講演・研修・ワークショップなどを行っています。

レジリエンス (Resilience) とは、英語で色々な形の「力」を意味します。例えば、回復力、復元力、元気、快活、弾力、反発などです。どのような逆境に置かれても、耐え抜く力、そこから脱出する力、新しくエネルギーを発揮する力、マイナスのものをプラスに変えていく力—これらをイメージして、名づけられました。

(NPO法人レジリエンスHPより)

夫婦間・恋人間などのパートナーシップは平等で対等であるべきですが、DVの関係では力に差がある不均等な関係性となります。力を持つものがパートナーを支配しようとし、支配を強化するために暴力が用いられます。力の差や支配があることがDVの大きな特徴となるため、レジリエンスでは「支配があるかどうかのチェックリスト」を作成しました。チェックリストを通して、目にも見えない支配がある関係かどうかを客観的にみるすることができます。



支配があるかどうかのチェックリスト

※出典 NPO 法人レジリエンス

- パートナーの言うことは絶対だ
- 自分の希望をパートナーに伝えるのはとてもエネルギーがいる
- パートナーが帰ってくるかと緊張する
- パートナーを恐れている
- パートナーがいる前で電話をしたくない
- パートナーを待たせることはできないと思っている
- 自分がどう感じるかよりもパートナーが怒らないかが基準になっている
- 予定より遅く帰るなんてできないと思っている
- パートナーの言動に意見できないと思っている
- たとえ間違っていると思っても、パートナーに同調しなくてはならない
- パートナーに自分の本音は絶対に言えない
- パートナーが怒りだすと、なんとかなだめようとしてしまう
- パートナーが機嫌が良い状態であるためにはどんなことでもすると思っ
どんなに自分が楽しんでいてもパートナーの機嫌が悪くなるともっ
楽しむことはできない
- パートナーのセックスの要求は断れないと感じている
- 自分のほしいものでもパートナーが良い顔をしなければ買えない
- 子どもがパートナーの気に入らないことをするとすぐあせる
- パートナーについたうそがばれるのが怖くてしようがない



いくつかチェックがついた場合や気になることがある場合には、問題をひとりで抱えこまずに、最寄りの専門機関などにご相談されるようお勧めしています。

DVは被害者が我慢すれば良いという問題ではありません。その我慢は被害者の心身に影響を及ぼし、うつ状態になっていくこともあります。自分の人生の決定権をDV加害者に奪われ常に相手の顔色をうかがい恐怖を感じながら生活することは、被害者の人生に大きな影を落とします。また、子どものDVの目撃は虐待の一種に含まれています。目撃がなかったとしても、あるいは子どもには直接暴力がふるわれなかったとしても、支配があり緊張がある家で子どもが生活することは、子どもにとって抱え切れないほどの大きな負担にもなります。

解決方法はひとりひとり違い、その時期によっても選択する方法は違ってくるかもしれません。自分のより良い今後の人生を決めていくためには、情報を得ていくこと、自分の力を回復させることなどがとても大切です。

「私が悪いから暴力をふるわれるんだ」「私がつまらなくやれば、きつとうまくいく」「こんなこと誰

にも言えない」などと被害者は考え、ひとりで問題を抱えてしまいがちです。

DVによる暴力は身体的なものとは限らず、性暴力、経済的暴力、精神的暴力など様々な暴力がパートナーを支配するために用いられています。

精神的暴力や経済的暴力を受けている場合に被害者は、自分が受けている被害が本来は「暴力」、「DV」という言葉で表現するべきだということを知らずにいることも少なくありません。さげすまれるような扱いをされること、些細なことで怒鳴りつけられること、生活の中で細かい指示がありそれに従わないと長い説教をされること、無視されること、あえて経済的に困難な状況にされることなど、それらは暴力です。

また、性暴力と聞くと、見知らぬ人からの突然のレイプをまずイメージする方も多いかもしれませんが、夫婦間・恋人間でも性暴力は起きています。避妊に協力しない、合意のない性行為などは暴力となります。

DVの関係で、加害者はいつも暴力的なのではなく、優しくなる時や家族で良い時間を過ごせる時

があることも少なくありません。被害者は、「この人にはこんないい部分もある」「いつか暴力がなくなるかもしれない」と考え、暴力を受けながらも相手から離れられなくなる可能性もあります。

周囲の人はDVの相談を受けると、「2人でよく話し合っただけ」「あなたもイヤなことはちゃんと主張しなさい」などとアドバイスしてしまうこともあるかもしれませんが、DVが起きている時にはそのようなアドバイスをしてしまうのは、とても危険なことです。コミュニケーションがうまくいけばDVがなくなるのではなく、不均等な関係があり暴力があるために良いコミュニケーションが築けないのです。DVの相談を受けた時には、被害者に対し「あなたは悪くない」と伝え、専門の相談先の情報を知らせるようになしてください。

NPO法人レジリエンスでは、DV・トラウマからの回復のための12回講座を都内と横浜で開催しています。書き込み式の資料を用いて、DVの仕組みについて学び、そして心の傷つきからの回復についての情報を得て、それを自分の内側に照らし合わせていくような作業ができる講座になっています。

今のパートナーとの関係に苦しんでいる方、DV家庭の中で育った方、今はDVの関係からは離れているが心の傷の回復を望んでいる方など様々な女性が参加されています。

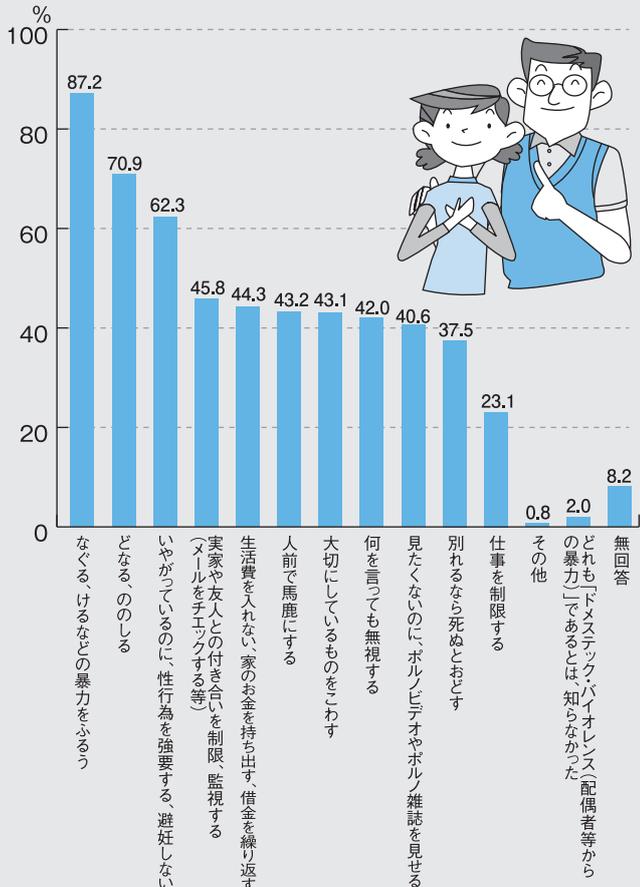
参加者からは、自尊心の回復や、自分の人生を前向きとらえる勇氣などを得られたなどの感想も寄せられています。

正しい情報を得ること、これはとても大切です。過去の暴力をどうとらえるかは、その人に大きく影響してきます。例えば「私が悪いから暴力を受けたんだ」と思っている被害者が正しい情報を得ること

によって、「私は悪くなかったんだ」「あの状況でがんばっていた自分はずいじやないか」と思えたら、それはとても大きなことです。

社会の中でDVに対する正しい認識を広めること、被害者が情報にたどり着きやすい状況を作っていくこと、暴力は許されないという認識を増やしていくこと、DVによる悪影響を減らしていくために私たちのできることはたくさんあります。DVを個人的な問題ではなく、社会問題としてとらえ、地域の中で今できることを増やしていくてください。

ドメスティック・バイオレンスの認知度(複数回答)



男女共同参画に関する意識と生活実態調査(平成23年度杉並区)

相談機関のご案内

- 杉並区立男女平等推進センター 03-3393-4713 10:00～16:00 (休)月(祝日の場合は翌日)・年末年始
 - 杉並福祉事務所 8:30～17:00 (休)土・日・祝日・年末年始
 - 荻窪事務所 03-3398-9104 高円寺事務所 03-5306-2611 高井戸事務所 03-3332-7221
 - 東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455 9:00～21:00 (休)年末年始
 - 東京都女性相談センター 03-5261-3110 9:00～20:00 (休)土・日・祝日・年末年始
 - 警視庁総合相談センター 03-3501-0110 8:30～17:15 (休)土・日・祝日・年末年始
 - 区内警察署 生活安全課 8:30～17:15 (休)土・日・祝日・年末年始
 - 杉並警察署 03-3314-0110 荻窪警察署 03-3397-0110 高井戸警察署 03-3332-0110
- 夜間・緊急時は・・・警察(事件発生時)110番



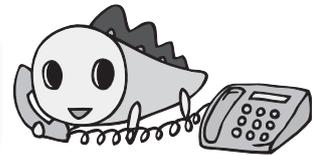
男女平等推進センター 今年も区民企画講座を開催しています

～是非ご参加ください～

講座	企画団体	日程	会場
カップルのための 「ワークライフバランス・ワークショップ」	NPO法人マドレボニータ	7月20日(土)	男女平等推進センター
		9月28日(土)	高井戸地域区民センター
		11月30日(土)	西荻地域区民センター
親子関係、子育てに 悩んでいるあなたへ	creo(くれお)	9月24日(火)	産業商工会館
		11月23日(土)	あんさんぶる荻窪
いつまでも若々しく元気に	杉並女性団体連絡会	10月4日(金)	男女平等推進センター
		10月25日(金)	
		11月15日(金)	
杉並にゆかりの女性シリーズ10 相馬 黒光II	杉並の女性史研究会	10月12日(土)	産業商工会館
		10月19日(土)	
心が軽くなる 「家族コミュニケーション講座」	スタジオデュオ	26年2月15日(土)	男女平等推進センター
		26年2月23日(日)	高円寺北区民集会所

*なお、応募方法など詳しくは、順次広報等でお知らせしておりますのでご覧ください。

ひとりで悩んでいませんか?



男女平等推進センター 相談室をご利用ください

専門の女性相談員が電話で相談をお受けします。(平日には、面接による相談<要予約>も行っています。)

相談専用電話 ☎ 3393-4713

女性弁護士による法律相談もあります。

(予約制・毎週木曜日・月1回夜間相談あり)
離婚、養育、財産分与、相続、労働に関することなど

相談受付時間 午前10時から午後4時まで
休業日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

杉並区立 男女平等推進センター情報誌 「ゆうCan」

平成25年10月 発行 第50号
発行:杉並区立男女平等推進センター

【問い合わせ先】
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区民生活部管理課
男女共同・犯罪被害者支援係
TEL: (03) 3312-2111 (代)



杉並区立男女平等推進センター

〒167-0051 杉並区荻窪1-56-3
TEL 03-3393-4410

交通機関

☆関東バス/荻窪駅南口発 シャレール荻窪(荻51)<旧荻窪団地>行き
終点「シャレール荻窪」下車 徒歩5分

☆杉並区南北バス すぎ丸
(JR阿佐ヶ谷駅⇄井の頭線浜田山駅)
「善福寺川緑地」下車徒歩10分

☆地下鉄丸ノ内線/南阿佐ヶ谷駅下車
徒歩15分